

令和5年10月1日

諫早、大田市、島原市、南高各医師会

県央保健所、県南保健所

県央地域広域市町村圏組合消防本部

島原地域広域市町村圏組合消防本部

消防機関が行う転院搬送の要請に関する要領

(背景)

1 近年、救急搬送件数は、高齢化の進展等によりほぼ一貫して増加しており、需要増に救急隊の増加が追いつかず、真に必要な傷病者への対応が遅れ、救命率に影響が出かねない状況となっています。

限りある搬送資源を緊急性の高い事案に優先して投入するためには、救急車の適正利用を積極的に推進していく必要があります。

平成27年度救急業務のあり方に関する検討会（総務省消防庁、厚生労働省）では、限りある搬送資源を緊急性の高い事案に優先して投入するため、転院搬送に係る救急車の適正利用についても検討がなされました。検討会の報告を受け、平成28年3月31日に消防庁次長、厚生労働省医政局長の連名により「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」が発出されました。同通知文では、転院搬送における救急車の適正利用の推進のためには、救急業務として転院搬送を行う場合についてのルールを定めることが有効であると謳われているため、消防機関が行う転院搬送の要請に関する要領を作成いたしました。緊急性の高い患者に優先的に搬送資源を投入できるよう、要領に従い転院搬送の要請をしていただきますよう、御協力をお願いします。

(目的)

2 この要領は、消防機関が行う医療機関から他の医療機関へ傷病者を搬送する事案（以下「消防機関が行う転院搬送」という。）の要請基準を定めるとともに、その要請に関する手続きを明らかにすることにより、救急車の適正利用の推進に資することを目的とする。

(転院搬送の要請基準)

3 消防機関が行う転院搬送は、原則として次の条件に該当する傷病者について、転院搬送を要請する医療機関（以下「要請元医療機関」という。）の医師の判断により実施するものとする。

ただし、早期医療機関収容を目的とした、搬送先選定困難な傷病者の一時受入れを行った場合はこの限りではない。

(1) 緊急に処置が必要であること。

(2) 高度医療が必要な傷病者、特殊疾患等に対する専門医療が必要な傷病者等、要請元医療機関での治療が困難であること。

(3) 医療機関が所有する患者等搬送車、民間の患者等搬送事業者、公共交通機関等、他の搬送手段による搬送が困難であること。

(要請元医療機関の対応)

4 消防機関が救急業務として転院搬送を行う場合、要請元医療機関は、以下の項目を遵守するものとする。

(1) 搬送先医療機関の決定

あらかじめ転院する医療機関を決定し、受入れの了承を得ておくこと。

(2) 救急自動車への同乗

転院搬送は、要請元医療機関の管理と責任の下で行うため、原則として要請元医療機関の医師または看

護師が同乗すること。やむを得ない事情により同乗できない場合は、救急隊のみで搬送する旨を要請元医療機関から患者、家族等に説明し了承を得るとともに、搬送先医療機関にその旨を伝え、救急隊に申し送りを行うこと。

(3) 転院搬送依頼書の提出

要請元医療機関は、別記様式（転院搬送依頼書）に必要事項を記入し、救急隊が到着した際に提出するものとする。

(その他)

5 要領は必要の都度、見直しを行うものとする。

附則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。